

2013 年 12 月 6 日

「LT会」会報第 13-14 号(総 133 号)

上海 LT コンサルティンググループ

中国(上海)自由貿易試験区見聞録

9 月 29 日に中国(上海)自由貿易試験区(以下「自由貿易区」という。)が設立されてから 2 か月が経過した。上海市工商局によれば、設立後 1 か月の時点で区内に 208 社が新規設立されており、昨年同時期の 4 倍に達したという。このうち 122 社が貿易業に、36 社が投資と資産管理業に従事している。設立済み企業の他に、すでに 1,528 社が名称審査手続きを終え、その多くが間もなく設立されるとのことである。

自由貿易区に会社を設立するメリットはまだはっきりしないものの、中国企業の間では同区での会社設立がすでにブームとなりつつある。これに対し、中国現地日系企業を対象とするジェトロの意識調査によれば、回答企業の約 8 割は自由貿易区に関心を寄せているものの、現時点で具体的な事業を検討している企業は、大幅な規制緩和が期待される金融分野等に限定されており、2 割に満たないという。先が見えなくても手探りで走り出す中国企業と石橋を叩いて渡る日系企業のスタンスの違いが如実に表れているといえる。

この自由貿易区とは一体どのような場所なのか？ 10 月 31 日に弊社スタッフが現地の総合サービスセンターを訪問する機会があったので、ご参考までに見聞録をご紹介しますこととしよう。

1. 総合サービスセンターは朝から長蛇の列

自由貿易区での会社設立は、中国(上海)自由貿易試験区管理委員会(以下「管理委員会」という。)の総合サービスセンターで受け付けている。

総合サービスセンターでは、受付の PC 画面をクリックして受付整理券をもらい、整理番号を呼ばれたら担当窓口へ行き手続きをする。しかしながら、開始時刻の午前 9 時に総合サービスセンターに到着しても、恐らく名称審査と工商登記窓口の受付整理券を受け取ることはできないだろう。

それは、自由貿易区に会社設立を希望する企業があまりにも多いため、管理委員会が受付整理券の発行枚数を名称審査は 1 日 200 枚まで、工商登記の 1 日 150 枚までに制限しているからである。総合サービスセンター玄関には毎朝 6 時前後から人が並び始め、8 時にはほぼ予定数に達してしまう。こんな時、中国では必ず「並び屋」が現れる。どうやら自由貿易区近隣の住人が、小遣い稼ぎのために「並び屋」をしているらしい。



朝 8 時の管理委員会玄関の様子(10 月 31 日)

2. 総合サービスセンターの一階は申請窓口のみに

総合サービスセンターに申請手続きに来る人が多すぎるため、同センターの一階はすべて申請窓口となり、相談窓口等はすべて二階に移された。申請窓口の電光掲示板には、具体的な業務内容が表示される。申請者は各自の必要に応じて、名称審査、書類提出、各種証明書の受領等の窓口に出向けばよい。

3. 「一括申請」は名前だけ？

自由貿易区における会社設立手続きのセールスポイントに「一括申請」がある。「一括申請」とは、自由貿易区工商部門がプロジェクト届出及び企業設立届出の申請を管理委員会、税務部門及び品質監督部門が共同で一括受理するシステムのことである。

ただし、手続きに来た人々から話を聞いてみると、その多くは今日初めて手続きに来た訳ではないことがわかった。提出書類の不備や申請書の記入ミス等の原因により出直しを余儀なくされることが多いのだ。この結果、「一括申請」により設立された企業はほとんどないと聞いている。

また、自由貿易区内にすでに設立登記され企業が変更手続きをする際に「一括申請」は認められず、これまで通り各部門の窓口に出向き個々に手続きをしなければならないとのことである。

設立あるいは変更手続きにおいて窓口にも何度も足を運ぶ非効率を避けるためには、結局はコンサルタント等の専門家に事前に相談して書類の確認を依頼する、あるいは届出手続き自体を委託する方がいいようである。

以上